

別海町耐震改修促進計画(第3期)
概要版(原案)

令和5年3月
別海町建築住宅課

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

別海町内の計画的な耐震化の推進を図るため、平成20年2月に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、その後平成30年3月に本計画の見直しを経て、これまで町内における建築物の耐震化の促進に向け、各種施策等取り組んできたところです。

しかし、近年では北海道内においても平成30年9月に発生した胆振東部地震では最大震度7を観測し、数多くの建築物が被害を受ける結果となりました。

こうした状況から、令和3年4月には「北海道耐震改修促進計画」が見直されたことや、本町の計画が令和4年度末で計画期間が終了することから、これまでの施策等に関する検証を行うとともに、国及び北海道の目標を踏まえ、耐震化の新たな目標を設定し直す必要があるため、本計画の見直しを行うこととします。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール目標1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対する建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。

（ゴールターゲット）

災害からの脆弱性を軽減する。



災害による被災者数等を大幅に削減する。



自然災害に対する強靱性等を強化する。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。

2 計画の目的

本計画は、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産等の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性の向上を図ることを目的とします。

3 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は別海町全域とし、計画期間は5年間（令和5年度から令和9年度）とします。

なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画（北海道耐震改修促進計画、第7次別海町総合計画等）、計画指針（別海町国土強靱化地域計画）、関連計画（別海町地域防災計画、別海町住生活基本計画等）、その他分野別計画との整合性を図ります。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震及び被害状況調査

(1) 想定地震

「北海道地域防災計画（令和3年11月修正）」では海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

想定地震における別海町内の震度は標津断層帯（N9）と根室沖（T3）が震度階級で6強となり、最大となることから、本計画ではこの二つの地震で被害想定を行います。

表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

領域又は地震名	マグニチュード	地震発生率 [※]		
		10年以内	30年以内	50年以内
海溝型地震				
千島海溝/日本海溝				
T3 根室沖	7.9	30%程度	80%程度	90%程度
主要断層帯名	マグニチュード	地震発生率 [※]		
		30年以内	50年以内	100年以内
内陸型地震				
活断層帯				
N9 標津	7.7以上	不明	不明	不明

(2) 地震動評価

想定地震における別海町内の最大震度は以下のとおりです。標津断層帯（45_5）と根室沖が震度階級で6強となり最大となります。

表 2-2 想定地震における別海町内の平均震度・最大震度

想定地震	モデル（※3参照）	最大震度		平均震度	
		震度階級	震度	震度階級	震度
1 標津断層帯	45_5	6.1	6強	5.6	6弱
2 根室沖	—	6.1	6強	5.4	5強

※1 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

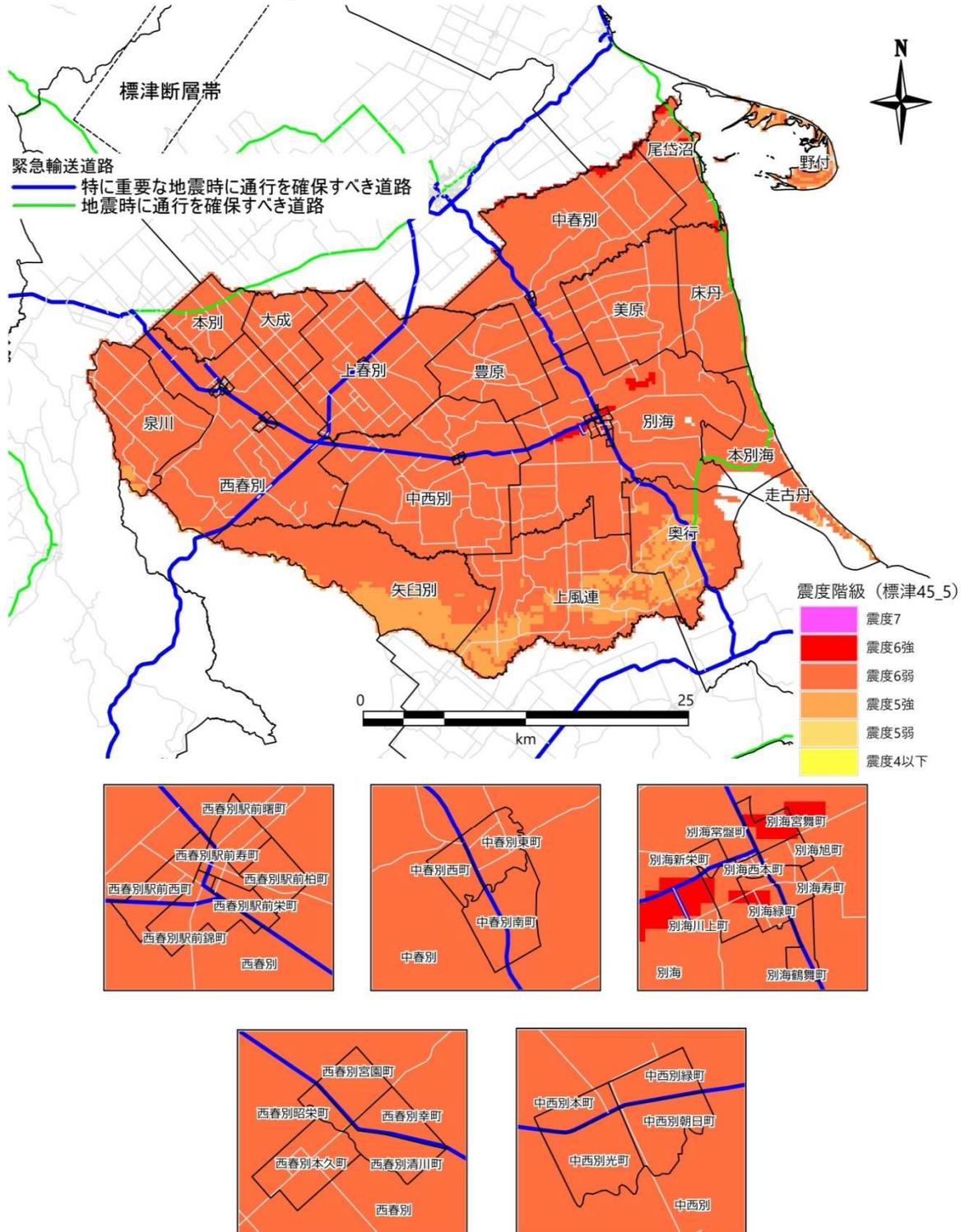
※2 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※3 北海道の地震被害想定における地震動を計算する緒元を明らかにするために設定した各断層モデル

① 標津断層帯 (45_5) における震度分布

標津断層帯 (45_5) における震度分布 (250mメッシュ) をみると、町内ほぼ全域で震度 6 弱となっており、別海地区、中春別、床丹、尾岱沼の一部地域では震度 6 強の地域も見られます。

図 2-1 標津断層帯 (45_5) における震度分布

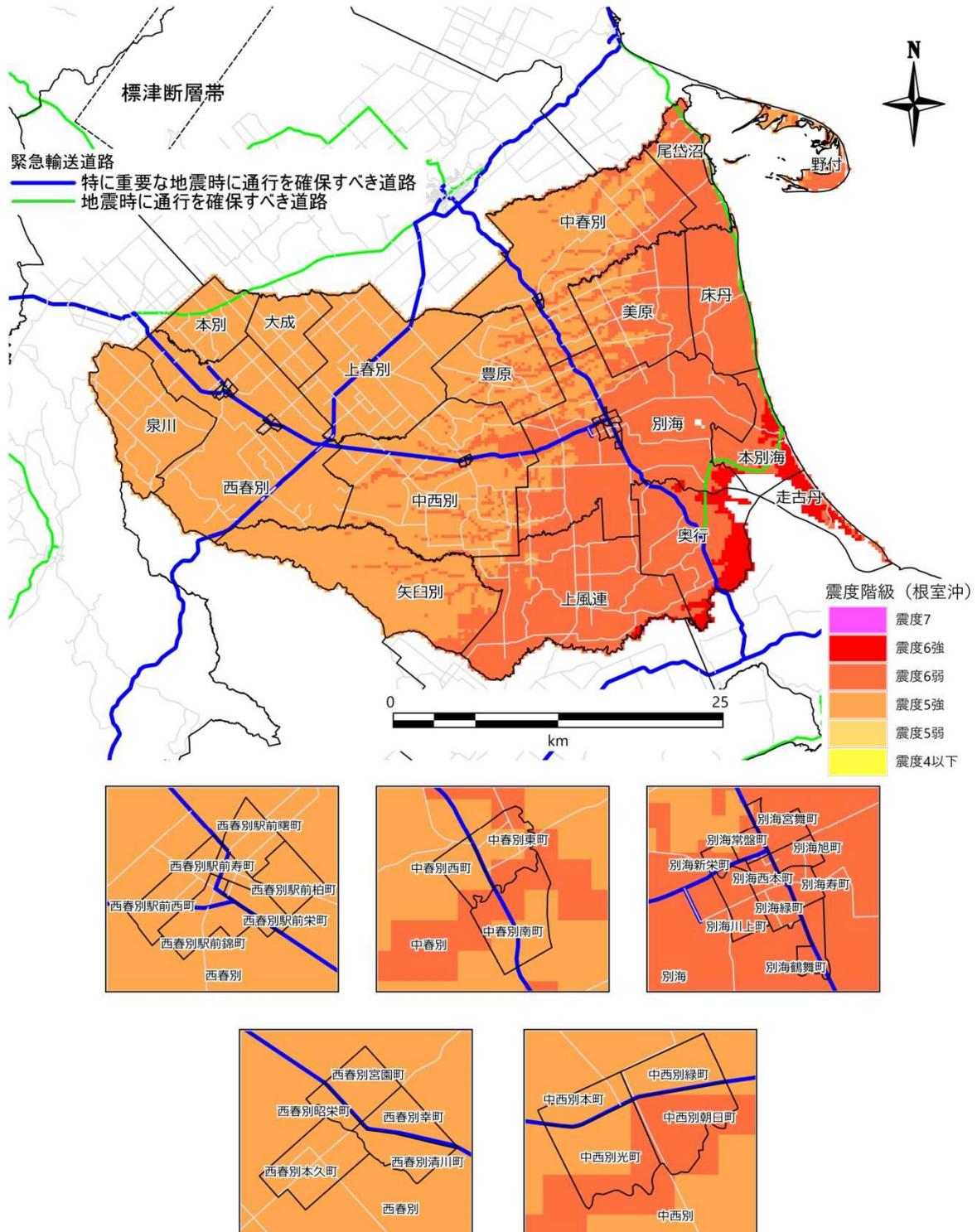


②根室沖における震度分布

根室沖における震度分布（250mメッシュ）をみると、南東部でより強く揺れ、特に別海、奥行、走古丹、本別海、上風連の一部地域で震度6強となっており、その他東側の地域で震度6弱の地域が多くなっています。

西部では震度5強の地域が多くなっています。

図 2-2 根室沖における震度分布



③想定地震による被害想定

想定地震において震度が最大となる標津断層帯（45_5）の冬の場合、町全体では人的被害総数は55人で死者1人、重傷者5人、軽傷者49人、また民間住宅の建物被害総数は268棟で全半壊率は4.9%です。

表 2-3 被害が最大となる地震に係る被害想定

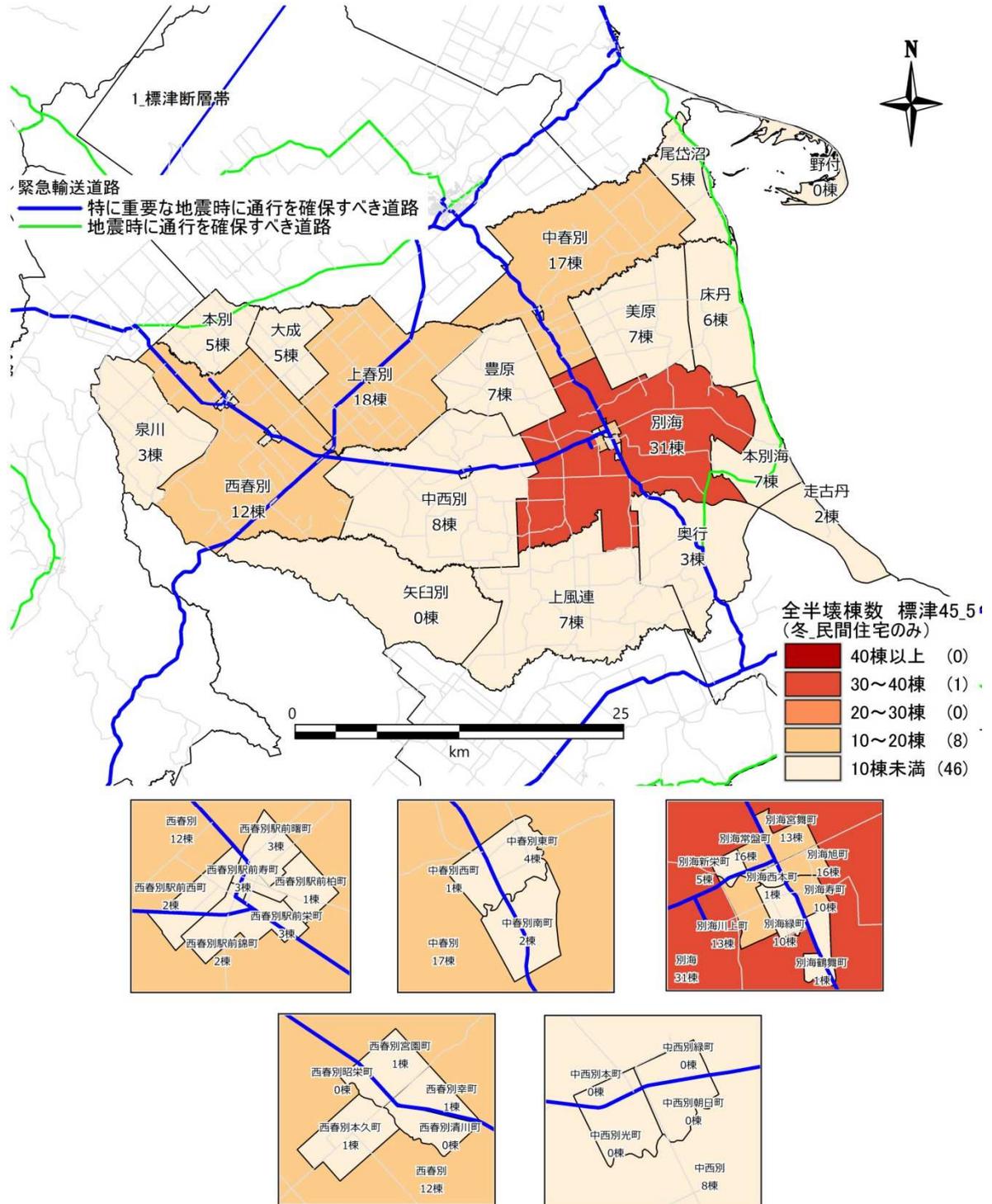
想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数(棟)	全半壊率(%)	死者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
標津断層帯	45_5	6.1	6強	冬	268	4.9%	1	54	49
根室沖	-	6.1	6強	冬	160	2.9%	1	34	30

a. 標津断層帯（45_5）における被害想定

標津断層帯（45_5）における民間住宅の全半壊棟数は、冬の場合の別海が最も多く 31 棟となっており、次いで上春別が 18 棟、中春別が 17 棟となっています。（冬以外の場合は、いずれの地域も冬の場合の被害想定を下回る結果となっています。）

全半壊率をみると、別海常盤町、中春別、美原、本別、床丹で 7%以上となっています。

図 2-3 標津断層帯（45_5）における全半壊棟数（冬_民間住宅のみ）

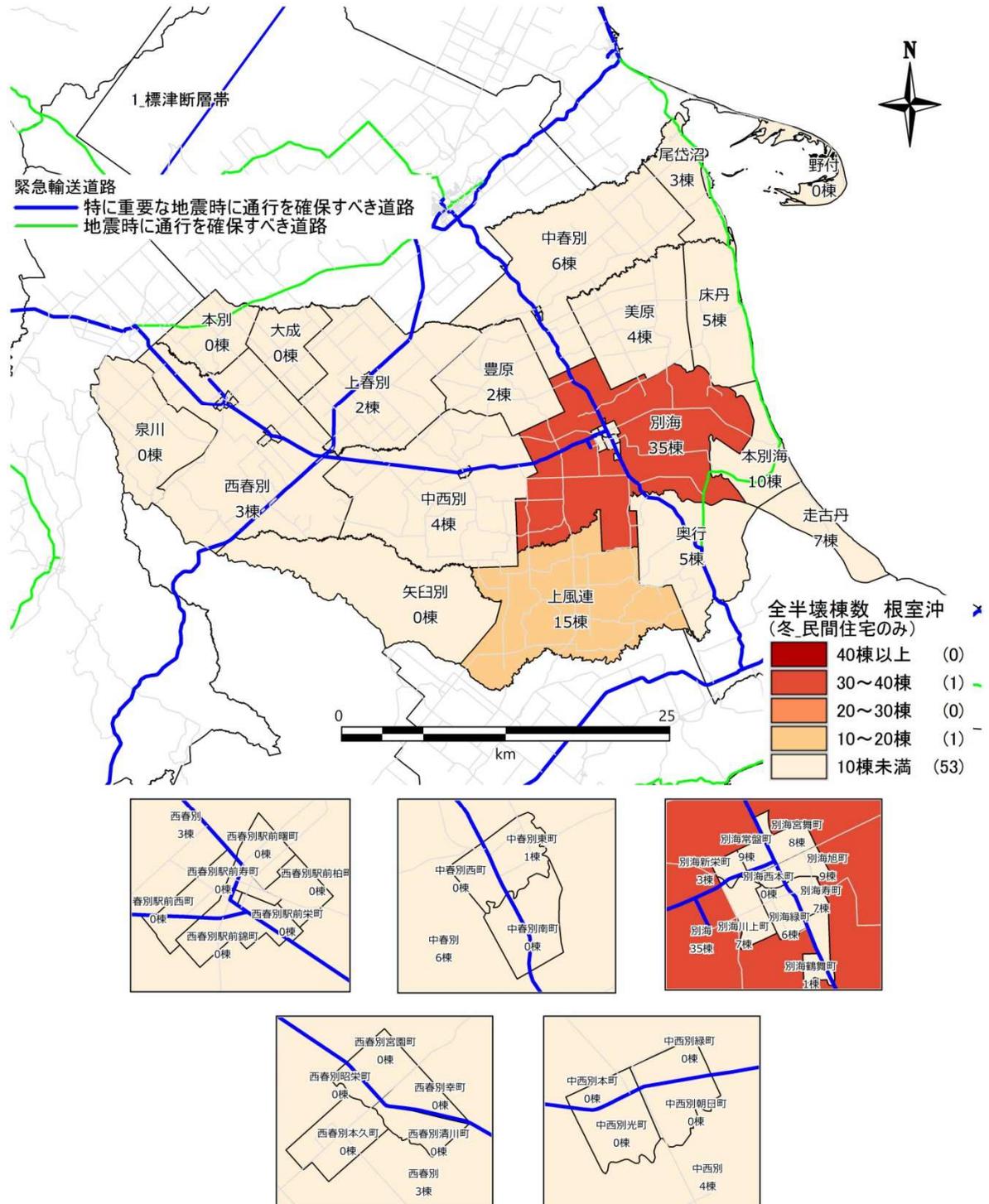


b. 根室沖における被害想定

根室沖における民間住宅の全半壊棟数は、冬の場合の別海が最も多く 35 棟となっており、次いで上風連が 15 棟、本別海が 10 棟となっています。(冬以外の場合では、いずれの地域も冬の場合の被害想定を下回る結果となっています。)

全半壊率をみると、奥行、走古丹、本別海、野付、上風連で9.0%以上となっています。

図 2-4 根室沖における全半壊棟数 (冬_民間住宅のみ)



2 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

民間住宅（戸建て住宅及び共同住宅）の耐震化率は、前回の計画策定時点（平成 30 年 3 月）では 61.5%であり、その内訳は住宅総数 5,613 棟の内、耐震性を有するものとされる昭和 57 年以降に建設された住宅が 3,135 棟（55.85%）、昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有しているものと想定される住宅が 315 棟（5.61%）、耐震性が不十分と想定される住宅が 2,163 棟（38.54%）となっていました。

今回計画の見直しに当たっては、令和 3 年 4 月に北海道が策定した北海道耐震改修促進計画の推計割合（昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有するものとして想定される割合）と整合を図り、耐震化率の算定を行うものとします。

この推計割合で算定した場合、令和 4 年 10 月現在における耐震化率は、80.5%に大きく上昇することとなり、その内訳は住宅総数 5,632 棟の内、耐震性を有するものとされる昭和 57 年以降に建設された住宅が 3,532 棟（62.71%）、昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有しているものと想定される住宅が 1,003 棟（17.81%）、耐震性が不十分と想定される住宅が 1,097 棟（19.48%）となります。

表 2-4 町内民間住宅の耐震化率の現状推計（令和 4 年 10 月現在） 単位：棟

建て方	総数 a(=b+e)	昭和 56 年 以前建設 b	昭和 57 年 以降建設		耐震性有 の住宅棟 数 f(=d+e)	耐震化率 g(=f/a)
			耐震性が 不十分 c(=b-d)	耐震性有 の棟数 [※] d		
戸建	5,396	2,081	1,090	991	4,306	79.8%
共同	236	19	7	12	229	97.0%
合計	5,632	2,100	1,097	1,003	4,535	80.5%

※1.令和 4 年固定資産台帳より算出

※2.昭和 56 年以前建設住宅は戸建住宅で 47.6%、共同住宅では 63.8%を耐震性有とした。

（令和 3 年 4 月策定の北海道耐震改修促進計画では、昭和 56 年以前建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震性を推計しており、戸建ては 47.6%、マンション等は 63.8%として算出している。）

表 2-5 参考資料：前回計画（平成 30.3 月）策定時の耐震化率の推計（単位：棟）

建て方	総数 a(=b+e)	昭和 56 年以前建設			昭和 57 年以降建設 e	耐震性有の住宅棟数 f(=d+e)	耐震化率 g(=f/a)
		b	耐震性が不十分 c(=b-d)	耐震性有の棟数※ d			
戸建	5,411	2,455	2,160	295	2,956	3,251	60.1%
共同	202	23	3	20	179	199	98.5%
合計	5,613	2,478	2,163	315	3,135	3,450	61.5%

※1.平成 29 年固定資産台帳より算出

※2.昭和 56 年以前建設住宅は戸建住宅で 12%、共同住宅では 89%を耐震性有とした（平成 28 年 5 月策定の北海道耐震改修促進計画においては、昭和 56 年以前建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震性を推計しており、戸建では 12%、マンション等は 89%として算出している。）

（2）多数利用建築物

本町における耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という）の耐震化率は、前回の計画策定時点（平成 30 年 3 月）で既に 100%に到達しています。

表 2-6 多数利用建築物の耐震化状況（令和 4 年 4 月現在）（単位：棟）

所有	用途	多数利用建築物総数 A	S56 以前の建築物		S57 以降の建築物 D	耐震性有建築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	内耐震性有 C			
公共施設	学校	16	5	5	11	16	100.0%
	体育館	1	1	1	0	1	100.0%
	病院、診療所	1	0	0	1	1	100.0%
	老人福祉センター等	2	0	0	2	2	100.0%
	公益上必要な建築物	1	0	0	1	1	100.0%
	集会所、公会堂	1	0	0	1	1	100.0%
	公共施設 計	22	6	6	16	22	100.0%
民間		7	0	0	7	7	100.0%
	合計	29	6	6	23	29	100.0%

※学校については、体育館を含めた 1 施設を 1 棟としている。

表 2-7 特定建築物の概要（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物（以下、多数利用建築物）	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

第3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

1 令和7年度及び令和12年度を目処とした耐震化の目標設定

本計画では、上位計画となる国や北海道の計画を踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度末までに95%とすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、計画期間内においてできる限りの取組を進めます。

令和7年度 耐震化率の目標（住宅） 95%	令和12年度 耐震化率の目標（住宅） 耐震性の不十分な住宅をおおむね解消
--------------------------	---

2 耐震化に向けた取組方針

(1) 住宅における必要耐震改修・除却棟数の考え方

令和4年度から令和7年度にかけての住宅総数は、これまでの新築・除却傾向を踏まえて設定します。

除却する住宅は昭和56年以前に建設された住宅の内、耐震性が不十分な住宅のみが除却等により減少し、令和5年度から7年度の3年間で60棟^{※1}が減少するものとします。

昭和57年以降に建設された住宅は令和7年までに除却はないものと想定し、新たに3年間で183棟^{※2}が増加するものとします。

以上から令和7年度の住宅数は5,755棟と設定します。

将来戸数5,755棟のうち、95%が耐震性を有するためには、5,468棟以上の住宅が耐震性を有する必要があります。

よって、今後さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 3-1 耐震化率の想定

	令和4年度	3年間の増減	令和7年度 (自然更新)	耐震化等 必要棟数	令和7年度 (目標)
S56以前建設	2,100	▲60	2,040		2,040
耐震性有り	1,003		1,003		1,003
耐震性改修実施	0		0	750	750
耐震性不十分	1,097	▲60	1,037	▲750	287
S57以降建設	3,532	+183	3,715		3,715
合計	5,632	+123	5,755		5,755
耐震性満たす	4,535		4,718		5,468
耐震化率	80.5%		82.0%		95%

※1 減失：令和5年から7年の除却予定棟数＝過去5年平均20棟/年×3年＝▲60棟
(除却届出より)

※2 建設：令和5年から7年の新築予定棟数＝過去5年平均61棟/年×3年＝183棟
(工事届出より)

第4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

1 耐震化に向けた各主体の役割

町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅・建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向け、町の役割のほか、所有者及び建築関係事業者の役割を定めます。

(1) 町の役割

町は、住民に最も身近な基礎自治体としての立場から、地域の実情に応じた耐震化の推進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を主体的かつ計画的に展開します。

(2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

2 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

<住宅・建築物の耐震化促進にむけた施策体系>

施策の基本的方向	施策内容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	①パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	②セミナー等の開催による普及啓発
	③地域における耐震化の取組の推進
	④地震防災マップ等の公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	①住宅の耐震化の促進
	②住宅建替・除却等の促進
	③地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	④耐震診断・改修に係る相談体制の充実
	⑤その他の地震時の安全対策の推進
3 耐震診断・改修を担う人材の技術向上	①耐震診断・改修技術講習会の開催
	②効果的な耐震改修工法の周知

第5章 耐震化を促進するための施策

1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

町は、広報誌やホームページへの掲載、その他建築関係団体及び相談窓口などを通じて、耐震診断・改修に係る情報提供や地震防災パンフレット等、普及啓発ツールの配布など、耐震促進に係る情報の提供を行います。

また、断熱改修工事に係る補助金制度の所管部局である商工観光課と連携し、共同で補助制度に係るパンフレットの作成などを行い、耐震改修工事の更なる普及促進を目指します。

(2) セミナー等の開催による普及啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修工事が行われるよう、上記のパンフレット等で情報発信することに加え、セミナー等を介して、地域の工務店や建築設計事務所、住宅の所有者に対する耐震改修工事に関する普及啓発を図ります。

(3) 地域における地震災害への取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

本町では、広報誌への折込みや町内会等を通じて、防災ハザードマップの配布を行うことなどにより、地域ぐるみでの地震災害等に対する防災意識の向上を図り、そこからの波及効果で各個人が所有する住宅の耐震化にも繋がるよう取組を進めます。

(4) 地震防災マップ等の公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上でとても重要です。

町では防災ハザードマップや地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を公表するとともに、今後想定される地震の内容等に変更があった場合は速やかにマップの更新を行います。

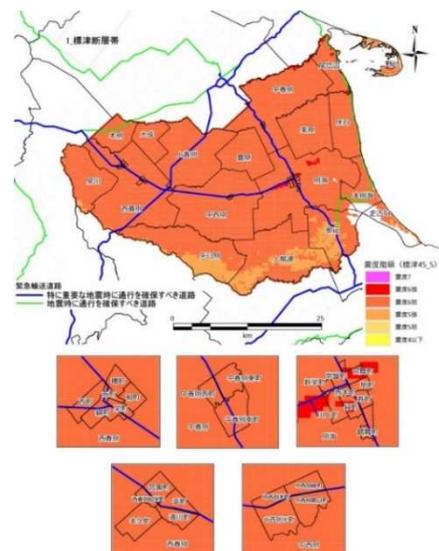


図 5-1 揺れやすさマップ

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町は、北海道とも連携し、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修等に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

①住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、住宅の所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

根室振興局で実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断や町が実施する耐震診断費用に対する補助制度の周知を図り、耐震診断の受診が促進されるよう努めます。

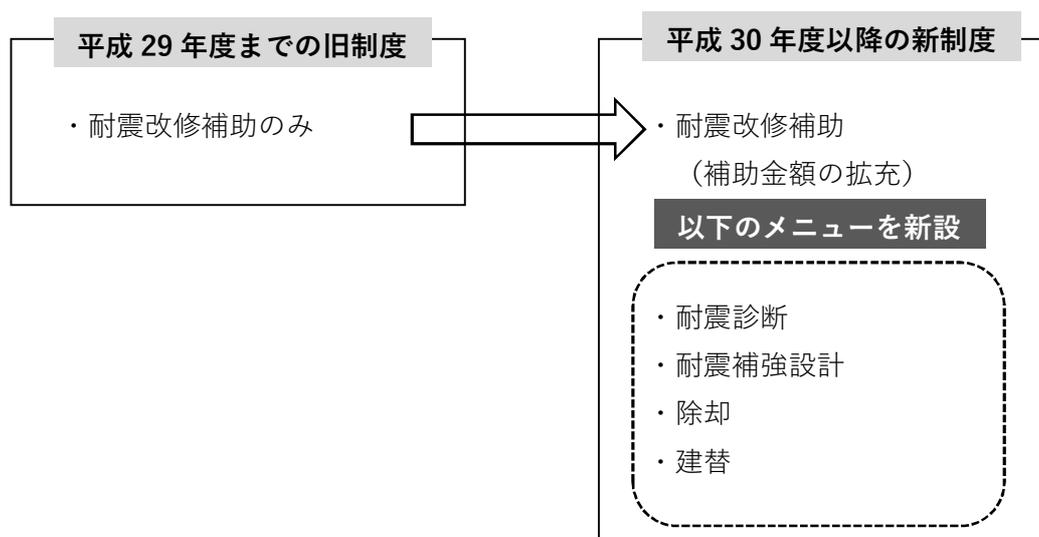
また、住宅所有者が耐震診断を実施した際には耐震改修等の補助制度について説明を行い、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては耐震改修を促します。

②住宅の耐震改修費用に対する補助制度の利用促進

本町では従前より住宅の耐震改修費用に対する補助制度を設けていましたが、利用者が全くない状況が続いたことから、平成30年度よりその内容を大幅に見直し、補助金額及び補助メニューの拡充を図っています。

今後も国・道の補助制度を活用するとともに、ホームページや広報誌等への情報の掲載により補助金制度の更なる周知を徹底し、制度の活用促進を図ります。

図 5-2 補助制度の変遷



(2) 住宅の建替・除却等の促進

昭和 56 年以前の建築基準法による旧耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも 40 年以上が経過し、住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修を行う際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうした状況を踏まえ、町では住宅の建替・除却に対する補助金制度を設け、その活用促進により、既存住宅の建替・除却の促進に取り組めます

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

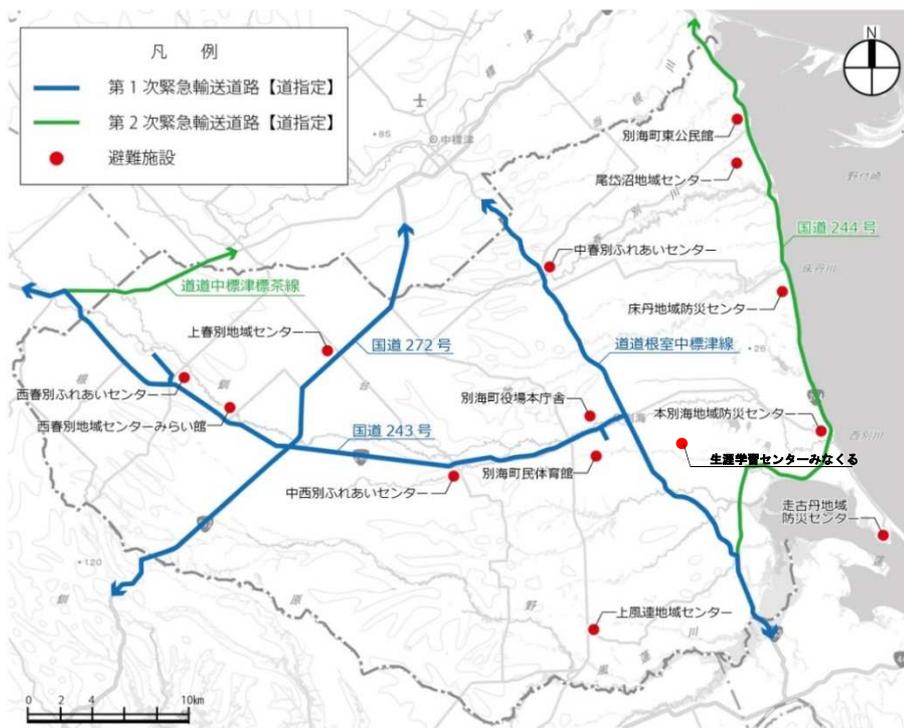
地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

北海道耐震改修促進計画では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する道路に指定しています。

道は、この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、市町村と連携して、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言を行っていくこととしております。

本町においては、北海道と協力し合いながら対応し、緊急輸送道路に見直しがあった場合にも同様に対応していくこととします。

図 5-3 地震時に通行を確保すべき道路



(4) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

①相談窓口の充実

耐震診断・改修等の耐震化の促進を図るため相談窓口を設置します。

さらに、北海道建築指導センターで行っている住宅相談窓口及び、根室振興局建設指導課で行っている無料の耐震診断窓口への橋渡しとしての役割を担います。

また、近年悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅の所有者等が安心して耐震改修を実施できるような環境整備を目指します。

②相談員の資質向上

相談窓口での耐震診断の受診を促すためには、相談員の資質向上を図ることが重要と考えます。

町では、北海道に協力を要請し、相談員（職員）を対象とした耐震診断プログラムの研修などを行い、相談員の資質向上を目指します。

(5) その他の地震時の安全対策の推進

①ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて北海道と連携しながら所有者に対して改善の働きかけを行います。

②大規模空間の天井の脱落防止対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。

これらの被害を踏まえ、北海道では建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導することとしております。

本町では、北海道と連携しながらこれに対応し、また、町有施設において現状既存不適格状態となっている特定天井の改修等、耐震化の促進を図ります。

③エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、北海道では建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導することとなっています。

町有施設においても近年建設された建築物を除き、多くのエレベーターで現状、既存不適格の状態となっていることから、大規模改修の時期などに合せて是正を図ることとします。

④ブロック塀等の倒壊防止対策

地震により倒壊したブロック塀が道路をふさぎ、避難や救助・消火活動に支障をきたすことになりうることから、こうした被害を防止するために適切な維持管理や安全対策の必要性等について、北海道をはじめ関係機関と連携しながら実施している建築物防災週間パトロールなどを通じ、必要に応じてブロック塀の所有者に対し安全措置等の情報提供に努めます。（本町では通学路上における危険なブロック塀はありません。）

3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や設計コンサル等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて適切な耐震改修工法で実施することが重要です。

本町では、地域の建築士等に耐震診断や耐震改修工法について必要な知識、技術等の更なる習得を促すため、北海道や建築関係団体と連携し、資質の向上を図るための講習会の開催に努めます。

(2) 効果的な耐震改修工法の周知

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や北海道の気候風土に適した効果的な工法の周知が必要です。

本町では、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所が手掛けた、道内での地域特性に基づく、既存木造建築物の断熱改修と合わせた外壁の耐震改修工法等の周知等を行い、地域の工務店等への技術の普及に努めます。

第6章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言

所管行政庁である北海道と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等に協力し、耐震化の促進に繋がります。

1 耐震改修促進法に基づく指導・助言

耐震改修促進法第16条では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して、必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うこととなります。

町内で北海道が必要な指導・助言を行うこととなった場合には、町も積極的に北海道へ協力し、是正に向け対応します。

2 所管行政庁との連携

北海道、道内市町村、建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しています。

本町では本計画に掲げた目標の進捗管理や北海道との連携方策の連絡協議のため「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ毎年積極的に参加し、住宅・建築物の耐震化の促進に向けて北海道と相互に連携しながら取り組みを進めます。

別海町耐震改修促進計画（概要版）
令和5年（2023年）3月

別海町建設水道部建築住宅課
野付郡別海町別海常盤町280番地
電話 0153-74-9843